

**医療受給者証の更新
申請のお知らせ**

特定疾患及びウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証の更新申請のお知らせ

特定疾患及びウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証の有効期限が平成25年9月30日となっている方は、7月1日から9月30日の間に有効期間の更新手続きをすることができます。

更新の手続きをしない場合は、10月1日から、今お持ちの医療受給者証は医療機関で使用できません。

また、10月1日以降の申請は新規申請となり、審査に時間がかかります。

各医療受給者証の交付時に同封した「特定疾患医療受給者証をお持ちの皆様へ」又は「ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証の交付を受けられた皆さんへ」をご覧の上、更新手続きを行ってください。

申請に必要な書類は、保健所で配布しています。

また、北海道ホームページからダウンロードできます。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khk/kakitokustu/ippaanhm>

▼申請お問い合わせ先

静内保健所
健康推進課保健予防係

014614210251

**日高管内町職員
採用資格試験について**

平成26年度採用予定の日高管内町職員の採用資格試験が次のとおり実施される予定となっておりますのでお知らせします。

申込書は、左記受付期間内に、日高町村会事務局、役場総務課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター又は厚賀出張所でお受け取りください。

申込受付期間
平成25年7月8日(月)～
8月2日(金)

(申込書の交付は受付期間内になります)

第1次試験日

平成25年9月22日(日)

第1次試験地

新ひだか町公民館

申込書提出先

日高町村会事務局(日高合同庁舎内)※郵送可
電話014612211846

**7月は「不正軽油
防止強化月間」です**

不正軽油を「売らない」「買わない」「使わない」

不正軽油とは、軽油取引税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混ぜたものや重油に薬品

を混ぜて脱色したものなどがあります。

不正軽油を発見したら不正軽油ストップ110番へ

電話(フリーアクセス)

0800180021110

FAX

011123213798

Eメール

sonmuzeimu1@pref.hokkaido.lg.jp

次のような情報をお寄せ下さい
・灯油や重油をトラックなどの燃料に使っているようだ。
・不審な施設(場所)にタンクローリーが入り込んでいる。
・著しく安い価格の軽油を売り込んでいる業者がいる。

▼ご相談・お問い合わせ窓口

日高振興局地域政策部税務課

014612219062

自衛官募集のお知らせ

自衛官を募集しています!

(平成26年度採用)

▼お問い合わせ先

○自衛隊静内地域事務所

014614412855

○日高町役場日高総合支所

014571612008

**「労働災害防止」
安全週間の実施**

平成25年度全国安全週間が「高めよう一人ひとりの安全意识 みんなの力でゼロ災害」をスローガンに7月1日～7月7日を本週間として実施されました。

この機会に、それぞれの職場において労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう。

▼お問い合わせ先

浦河労働基準監督署

監督・安衛課 安全衛生係

電話014612212113

**北海道苦情審査委員
制度のお知らせ**

知っていますか?

道の「苦情審査委員制度」

○道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員制度」です。

○皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で道の機関に対し、必要な調査等を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

○審査結果までは、およそ2か月です。

○皆さん自身の利害に関わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。

○もちろん、個人情報保護にも十分配慮します。

①苦情申立の窓口は、道庁の「道政相談センター」が各総合振興局(振興局)の「道政相談室」。

②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。

③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。

道トップページの「道民便利サイト・相談窓口」↓「01... 主な相談機関・窓口等」一覧 ↓「道政相談センター」からどうぞ。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kuiyou.htm>

④申立て方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで。

▼お問い合わせ先

・北海道総合政策部知事室
道政相談センター
〒0601085008

札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011120415523
内線211706

FAX 011124118181
メール

kuiyoukoueki@pref.hokkaido.lg.jp
・各総合振興局(振興局)
地域制作部道政相談室

町有地を売却します

町では、随時募集(先着申込者への売り払い)により町有地を売却します。

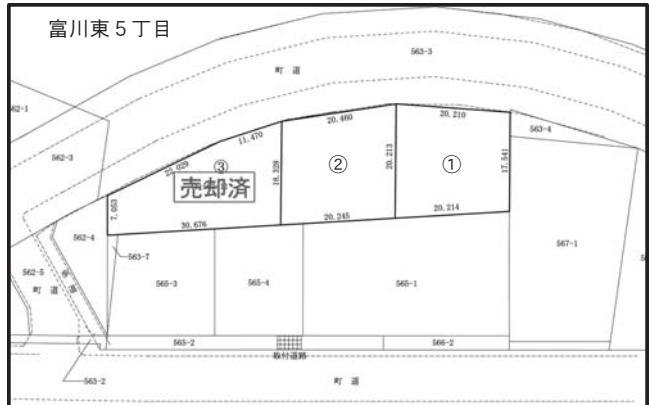
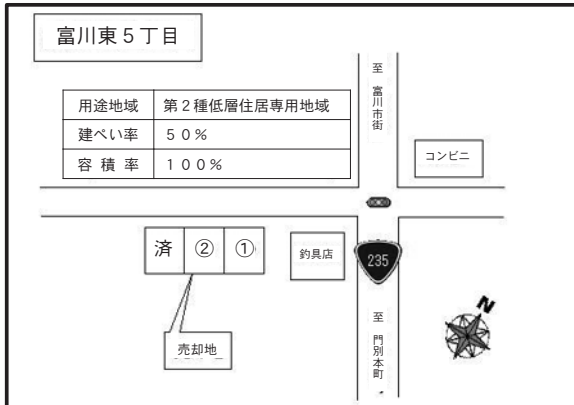
◎ 物件

番号	所在地	地目	面積	売払価格
①	日高町富川東5丁目563-8	宅地	380.70㎡(約115坪)	2,520,000円
②	日高町富川東5丁目563-10	宅地	389.26㎡(約117坪)	2,570,000円

※全筆一括売却にも応じますので、ご相談ください。

※これらの物件は、予告なく中止または変更される場合がありますのでご容赦ください。

◎ 売却地位置図



◎ 募集案内書(申込書)について

募集案内書(申込書)については、日高町ホームページ(町有地をお売りします)からダウンロードしていただくか、管財建築課財産管理グループ(電話01456-2-6187)へお申し込みいただければ郵送いたします。

◎ 申込期間

平成25年7月1日(月)から平成26年2月28日(金)まで

申込資格、方法等の詳細は、日高町ホームページをご覧ください。管財建築課へお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞ 役場管財建築課 財産管理グループ 電話 01456-2-6187



2013年 市町村振興宝くじ 財団法人 全国市町村振興協会 **7月10日(水) 同時発売**
 発売期間:7月10日(水)~8月2日(金) 抽せん日:8月13日(火) この宝くじの収益金は市町村の暮らしをよりよましくするために使われます。

平成25年度日高町巡回児童相談について

- 日程(門別地区)
 - ①平成25年8月7日(水) 午前10時~午後5時 門別公民館2階研修室
 - ②平成25年8月8日(木) 午前10時~午後5時 富川公会堂2階会議室
- 相談担当者
室蘭児童相談所 児童福祉司・判定員
- 相談内容
 - ・療育手帳の再判定
 - ・学校に行きたがらない
 - ・言葉の障害、身体障害等
 - ・しつけ相談
 - ・その他、子どものことで困っていること
- 申込先
保健福祉課 福祉・子育て支援G
TEL 01456-2-6183

相談を希望される方は、7月12日(金)までに電話にてお申し込みください。相談は無料です。

なお、相談をお受けする方は、児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させていただくことがあります。

また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

次回実施~11月 門別地区・日高地区